

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項中「、教育政策課」を削り、「福利課」の下に「、生涯学習推進課、文化財・博物館課」を加え、同表県立学校部の項中「ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課」に改め、同表市町村支援部の項中「生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課」を「生徒指導課」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 公印の管理に関すること。
- 三 埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推進に関すること。
- 四 教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。
- 五 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。
- 六 情報通信技術に係る事務の総合調整に関すること。
- 七 教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）（以下「教育局等」という。）の組織及び職員定数に関すること。
- 八 教育局等の職員の任免その他の人事に関すること。
- 九 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。
- 十 教育局等の職員の服務及び研修に関すること。
- 十一 栄典、褒賞及び表彰に関すること。
- 十二 法規の審査に関すること。
- 十三 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 十四 教育行政に係る事務改善の推進に関すること。
- 十五 教育に関する公益信託に関すること。
- 十六 教育委員会の所管する調査統計に関すること。

十七 教育局用自動車に関すること。
 十八 教育委員会に係る争訟に関すること。
 十九 本局の課に属さない職に係る庶務（他の課において所掌するものを除く。）に関すること。

二十 本局内の連絡調整に関すること。

二十一 参事等の職務及び本局の他の課の所掌に属さない事項に関すること。
 第四条の二を削る。

第二十五条を第二十九条とする。

第二十四条中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、本局の参事に、前二項の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条第四項中「第二十一条第二項」を「第二十五条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十一条第二項の表中

本局 及び 部	参事	部
	副参事	
	部付	

上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

上司の命を受け、部の特定事務に従事する。

を

部		
部付	副参事	参事
上司の命を受け、部の特定事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改め、同表高校教育指導課、

生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課の項組織の欄中「生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課」を「保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課」を「生涯学習推進課、文化財・博物館課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表生涯学習推進課及び文化資源課の項組織の欄及び生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「文化資源課」を「文化財・博物館課」に改め、同条第二項を同条第六項とし、同条に次の二項を加える。

7 本局の参事に、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
報道幹	上司の命を受け、報道機関との連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

8 第六項の規定にかかわらず、本局の参事に、必要に応じて、副参事、主幹又は主査の職を付け、その職務は、同項に定めるとおりとする。この場合において、同項中「部長」とあるのは、「参事」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項の表本局の項を削り、

総務課	
報道幹	総務幹
上司の命を受け、報その事務を処理する	上司の命を受け、秘に関する事務その他理するため、職員を担当する事務を監督

道機関との連絡調整に関する事務を掌理し、ため、職員を指揮監督する。

書に関する事務、危機管理に関する総合調整特に指定された事項を掌理し、その事務を処指揮監督するとともに、課長を助け、職員のを、課の事務を総括整理する。

総務課	
総務幹	総務幹
上司の命を受け、他特に指定された員を指揮監督するを監督し、課の事	

危機管理に関する総合調整に関する事務その事項を掌理し、その事務を処理するため、職とともに、課長を助け、職員の担任する事務を総括整理する。

に改め、同条第一項を同条第五項と

し、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

本局に、副教育長を置く。

2 副教育長は、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。ただし、本局の参事が置かれている場合の職務は、本局の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとする。

3 第一項に定めるもののほか、必要に応じて、本局に、参事を置く。

4 本局の参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第二十一条を第二十五条とし、第十七条から第二十条までを四条ずつ繰り下げる。第十四条及び第十五条を削る。

第九条の四第五号を削り、同条を第二十条とする。

第十三条の二を第十九条とする。

第十三条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条第十三号中「(小中学校人事課、義務教育指導課及び教職員採用課を所管する副部長に限る。)」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(市町村支援部各課の所掌事務)」を付す。

第九条の三に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、学校における情報通信技術を活用した教育に関すること。

第九条の三を第十五条とする。

第十条を第十四条とする。

第十一条に次の一号を加える。

十二 県立学校部副部長(特別支援教育課、保健体育課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。)の庶務に関すること。

第十一条を第十三条とする。

第九条の二を第十二条とする。

第九条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条第十三号を削り、同条第十二号中「ICT教育推進課」を「人権教育課」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、県立学校の管理並びに市町村立特別支援学校管理に係る指導及び助言に関すること。

第八条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(県立学校部各課の所掌事務)」

を付し、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 生涯学習推進課においては、次の事務（文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。

六 社会教育のための学級、講座等に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。

九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。

十 社会教育主事の資格認定に関すること。

十一 文化活動に関すること。

十二 埼玉県芸術文化祭に関すること。

十三 レクリエーションの普及奨励に関すること。

十四 ユネスコ活動に関すること。

十五 社会教育団体及び文化団体に関すること。

十六 埼玉県生涯学習審議会に関すること。

十七 埼玉県社会教育委員に関すること。

十八 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。

十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。

第九条 文化財・博物館課においては、次の事務を所掌する。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。

二 文化財の指定及び解除に関すること。

- 三 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
- 四 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
- 五 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
- 六 文化財保護関係団体に関すること。
- 七 博物館に関すること。
- 八 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。
- 九 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
- 十 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関することを除く。）。
- 十一 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。
- 十二 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。
- 十三 教育総務部部付の庶務に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県社会教育委員に関する規則の一部改正（埼玉県社会教育委員に関する規則（昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県文化財保護審議会規則の一部改正）
- 3 埼玉県文化財保護審議会規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第六条中「埼玉県教育局市町村支援部文化資源課」を「埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課」に改める。
（埼玉県生涯学習審議会規則の一部改正）
- 4 埼玉県生涯学習審議会規則（平成四年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部改正）
- 5 埼玉県いじめ問題調査審議会規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「埼玉県教育局県立学校部生徒指導課」を「埼玉県教育局市町村支援
部生徒指導課」に改める。